

社会福祉施設に関する安全衛生管理状況の点検結果について

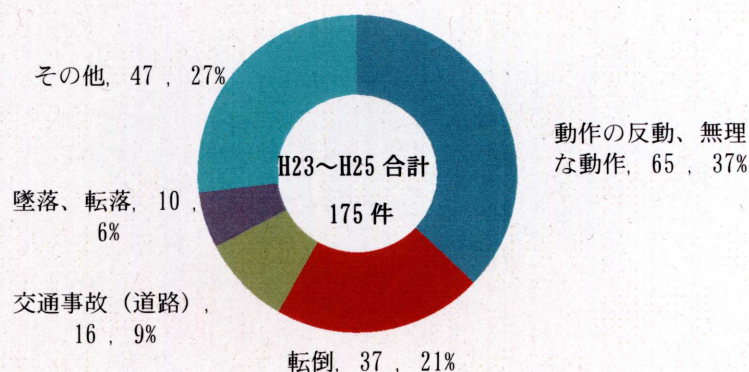
横浜南労働基準監督署

当署管内の社会福祉施設の事業場数は 768 件あり、就労者数は 2 万人に達します（平成 26 年 8 月現在）。平成 25 年に当署管内で発生した労働災害（休業 4 日以上）は 705 件、内社会福祉施設で発生したものが 64 件と業種全体の約 9% を占め、社会福祉施設において、少なからず労働災害が発生しています。さらに、本年 1 月以降、社会福祉施設で発生した労働災害（休業 4 日以上）が 4 月末日現在で 22 件、対前年比でプラス 11 件の大幅な増加となっています。このような状況を踏まえ、当署は平成 23 年以降労働災害が発生した社会福祉施設を主体とした 43 事業場を対象に、本年 6 月 25 日に労働災害の防止に係る説明会を実施し、これと併せて各事業場における安全衛生管理活動の総点検を行いました。

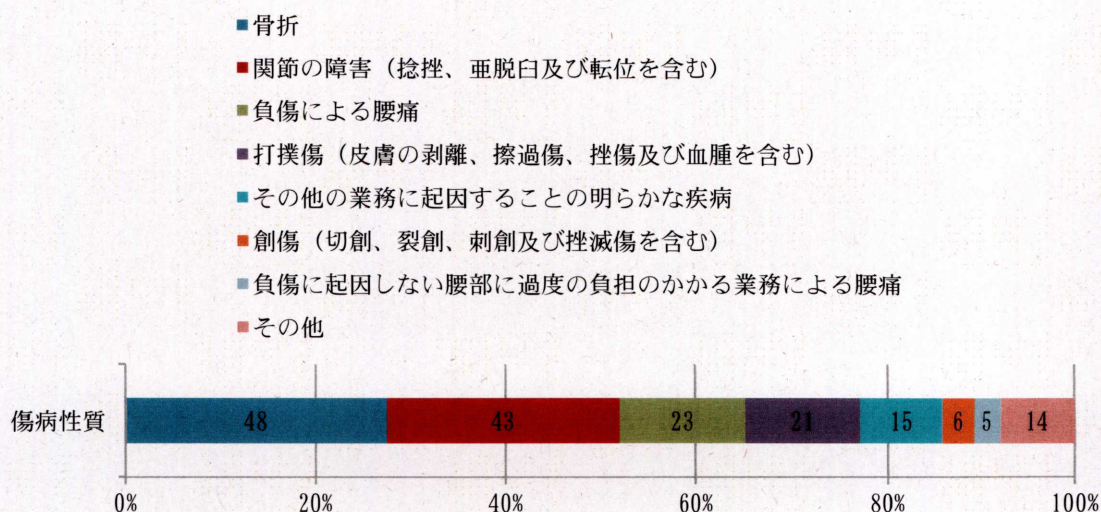
1. 労働災害の発生状況

(1) 当署管内の状況

当署管内では平成 23 年から平成 25 年までの 3 年間に社会福祉施設において労働災害（休業 4 日以上）が 175 件発生しています。これらを事故の型別に集計したところ、「動作の反動、無理な動作」が最も多く 65 件（37%）、次いで「転倒」が 37 件（21%）、「交通事故（道路）」が 16 件（9%）でした。

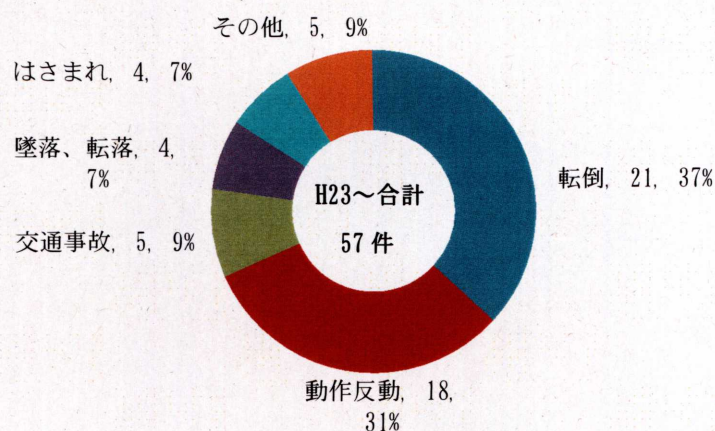


これら 175 件を傷病性質で集計したところ、「骨折」が 48 件（27%）と最も多く、次いで「関節の障害」が 43 件（25%）でした。腰痛については、これら 175 件中、「負傷に起因する腰痛」が 23 件（13%）、「負傷に起因しない腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」が 5 件（3%）発生し、腰痛による労働災害が全体の 16% を占めました。



(2) 今回対象とした43事業場の労働災害の状況

今回の説明会の実施対象とした43事業場について、平成23年から平成26年6月までの労働災害（休業4日以上）の発生状況を点検したところ、この期間に57件の労働災害が認められました。これらを事故の型で集計したところ、「転倒」が最も多く21件（37%）、次いで「動作の反動、無理な動作」が18件（31%）でした。傷病性質については、「関節の障害」の21件（37%）、次いで「骨折」が18件（32%）となり、腰痛についても、合計7件（12%）の労働災害があり、上位の順位が前後しましたが、ほぼ上記1の傾向と同様の状況が認められました。



2. 安全衛生管理活動の点検内容

上記1の労働災害の発生状況を踏まえ、安全衛生管理活動の総点検として、①労働災害の発生状況、②安全衛生管理体制、③安全衛生教育、④腰痛対策、⑤転倒、墜落災害防止対策、⑥4S（整理、整頓、清潔、清掃）、KY（危険予知）活動、⑦その他の災害防止対策、⑧高年齢者の配慮措置について実施しました。

3. 総点検からみる問題点

(1) 安全衛生管理体制

労働安全衛生法（以降、安衛法という）では、社会福祉施設では、労働者数が 50 人以上の規模の事業場では衛生管理者及び産業医、労働者数が 10 人以上の規模の事業場では衛生推進者を選任することを義務付けています。

今回の総点検を実施した結果、90%の事業場では法定の安全衛生管理体制が整備されていましたが、残り 10%の小規模事業場では衛生推進者が選任されていませんでした。また、労働災害を防止するための安全担当者を選任する事業場が 81%に留まりました。

労働災害を防止するためには安全衛生管理体制の確立が基本であり、安全管理者及び安全衛生推進者の選任義務のない事業場においても、安全担当者を配置し、その者に労働災害を防止するための一定の職務を行わせることが重要です。

(2) 衛生委員会等

安衛法では常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では衛生委員会を設置し労働衛生に関する事項を協議することを義務付けており、常時 50 人に満たない事業場についても、関係労働者から安全衛生に関する意見を聴く機会（以降、衛生委員会等という）を設けることに努めるよう定めています。

今回の総点検を実施した結果、88%の事業場では衛生委員会の設置又は関係労働者から安全衛生に関する意見を聴く機会を設けていましたが、残りの 12%の事業場ではこれらが実施されていませんでした。

労働災害を防止するためには衛生委員会等を設置し、定期的に労働者からの安全衛生の意見を聴き、必要に応じて対策を講じることが重要です。

(3) 健康診断

安衛法では 1 年以内に 1 回、定期的に医師による健康診断を実施することを義務付けています（深夜労働に従事する労働者は 6 箇月以内に 1 回となります）。

今回の総点検を実施した結果、定期健康診断を実施していない事業場が 1 件認められました。

定期健康診断の結果によって就業上の配慮が必要となる場合があることから、確実に実施することが必要です。

(4) 安全衛生教育

安衛法では、雇入れ時及び作業内容を変更したときに、機械等の取扱方法、疾病の

原因・対策、作業手順等を教育することを義務付けています。また、社会福祉施設では、「職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について」（平成7年3月22日付け基発第136号）により、腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者（以降、従事者という）及び当該従事者を管理監督する者（以降、管理者という）に対し、腰痛予防のための作業方法、腰痛発生事例、補装具の使用等について労働衛生教育を行なうことを推奨しています。

今回の総点検を実施した結果、すべての事業場において何らかの腰痛予防に関する教育が実施されていましたが、安衛法で定める雇入れ時教育において、腰痛の発生原因や予防対策を教育する事業場が88%、施設管理者向けの労働衛生教育を実施している事業場が85%に留まりました。

平成25年5月に改定された職場における腰痛予防対策指針（以降、改定指針という）では雇入れ時における腰痛予防教育の重要性が指摘されており、労働者の雇入れ時に腰痛予防に関する教育を確実に実施し、施設管理者に対しても上記通達に基づく労働衛生教育を実施することが重要です。

(5) 労働災害防止対策

ア. 腰痛対策

今回の総点検を実施した結果、すべての事業場において何らかの腰痛予防に関する教育が実施されており、80%以上の事業場において改定指針で示された福祉用具等の導入による省力化、作業姿勢の確保、作業の実施体制の整備等の対応が認められましたが、点検項目のすべての腰痛対策を講じる事業場の割合は60%に留まりました。過去に腰痛災害があった事業場については、腰痛災害があった5事業場のうち、点検項目のすべての腰痛対策を実施するものが3事業場に留まり（一部実施1、不明1）、過去に腰痛災害を発生させた事業場であっても腰痛対策が徹底されていない状況が認められました。

イ. 転倒対策

今回の総点検を実施した結果、点検項目のすべての転倒対策を講じる事業場の割合は82%でした。過去に転倒災害があった事業場については、転倒災害があった16事業場のうち、点検項目のすべての転倒防止対策を実施するものが10事業場、一部実施が1事業場でしたが、説明会の不参加により点検できなかった6事業場を除くと、転倒災害があった事業場では、何らかの転倒防止対策を講じている状況が認められました。

ウ. 4S、KY 活動、リスクアセスメント

今回の総点検を実施した結果、事業場における安全衛生活動については、4S 活動を実施する事業場の割合が 91%でしたが、KY（危険予知）活動を実施する事業場が 56%、リスクアセスメントを実施する事業場が 42%に留まり、約半数の事業場では体系化された安全衛生活動を実施していませんでした。

なお、今回の説明会では、労働災害が発生した社会福祉施設を点検対象としたことから、4S、KY 活動、リスクアセスメントの実施による労働災害の増減傾向等の有意性は示されませんでした。

4. 総括

社会福祉施設で発生する労働災害は、事故の型別にみると「動作の反動、無理な動作」及び「転倒」が過半数を占めており、今回の説明会の対象事業場においても同様の傾向が認められました。

今回の総点検の結果、一部法定の安全衛生管理体制を整備しておらず、定期健康診断を実施していない事業場が認められましたが、すべての事業場で何らかの労働災害防止活動を行なう状況が認められました。特に腰痛対策及び転倒対策は、すべての事業場において何らかの対策を実施しており、一定程度の安全衛生活動を行なっているといえました。

しかし、これらの安全衛生活動を実施してもなお労働災害が発生する状況にあり、今後労働災害を防止するためには、実施率が低調であった KY（危険予知）活動及びリスクアセスメント等の体系化された安全衛生活動の推進が重要であると考えられます。

安全衛生管理の総点検結果

(1) 実施日等

- ア. 実施日 平成 26 年 6 月 25 日
- イ. 点検方法 安全衛生管理の把握表による（別添参照）
- ウ. 事業場数 選定した 43 事業場のうち、33 事業場

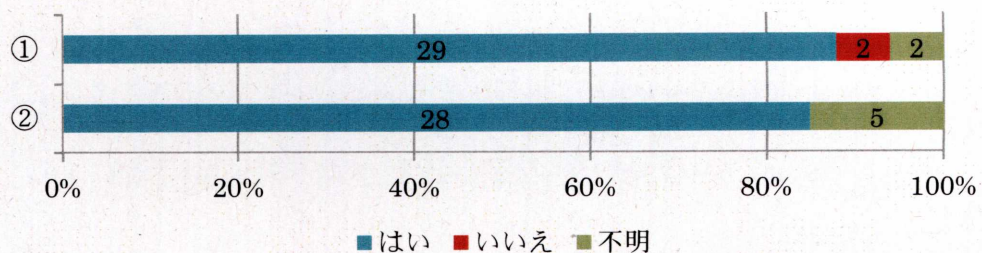
事業の種類の内訳	事業場数	労働者数 50 人以上	労働者数 10～49 人	労働者数 1～9 人
保育所	2	—	2	—
特別養護老人ホーム	5	5	—	—
介護老人保健施設	4	4	—	—
通所・短期入所介護事業	8	6	1	1
訪問介護	11	5	5	1
有料老人ホーム	2	2	—	—
障害者福祉施設	1	—	—	1
合 計	33	22	8	3

※ 複数の事業を行なう社会福祉施設は中核となる事業により件数を計上した。

(2) 点検結果

ア. 労働災害の発生について

- ①労働災害が発生した場合は、原因を究明して対策を講じているか。
- ②どのような対策を講じているか（何らかの対策があるときは「はい」で集計）。

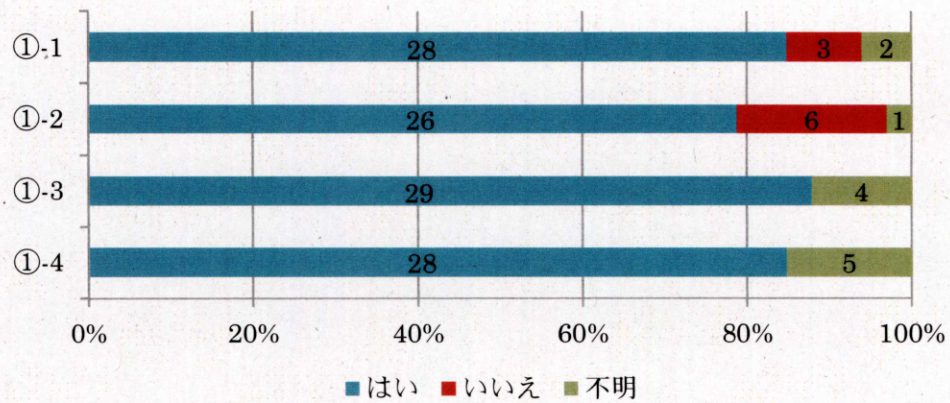


イ. 安全衛生管理体制について

- ①-1 衛生推進者、衛生管理者、産業医を選任しているか。
- 2 衛生管理者又は衛生推進者を選任しているか

-3 安全推進者又は安全担当者を選任しているか。

-4 産業医を選任しているか。

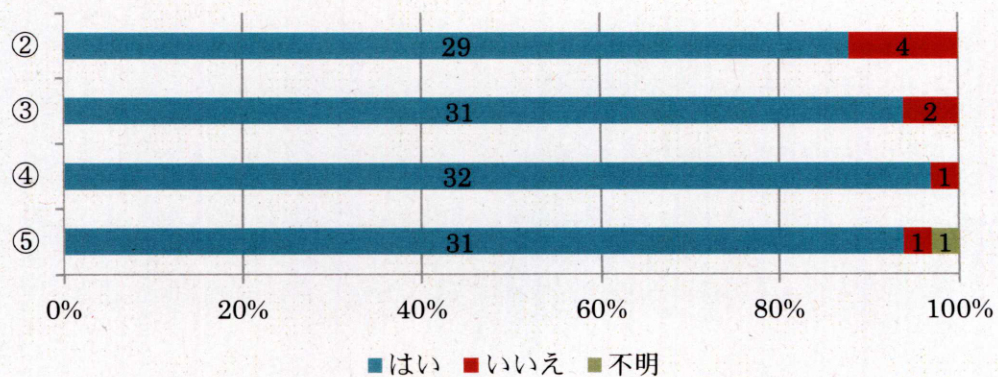


② 衛生委員会等により労働者から安全衛生に関する意見を聴く場を設けているか。

③ ②の委員会、意見を聴く場を毎月1回以上定期的に開催しているか。

④ 1年に一回以上、定期的に健康診断を実施しているか。

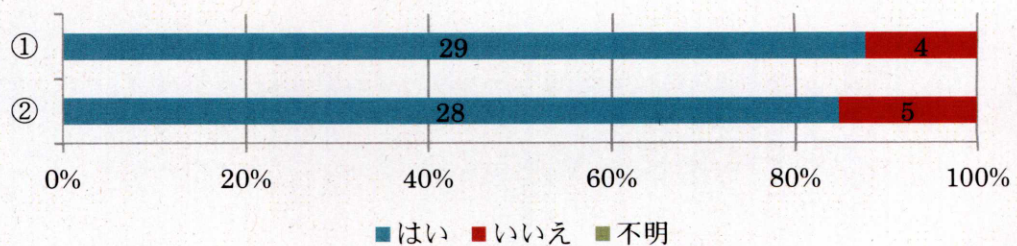
⑤ 定期健康診断結果報告を提出しているか。



ウ. 安全衛生教育について

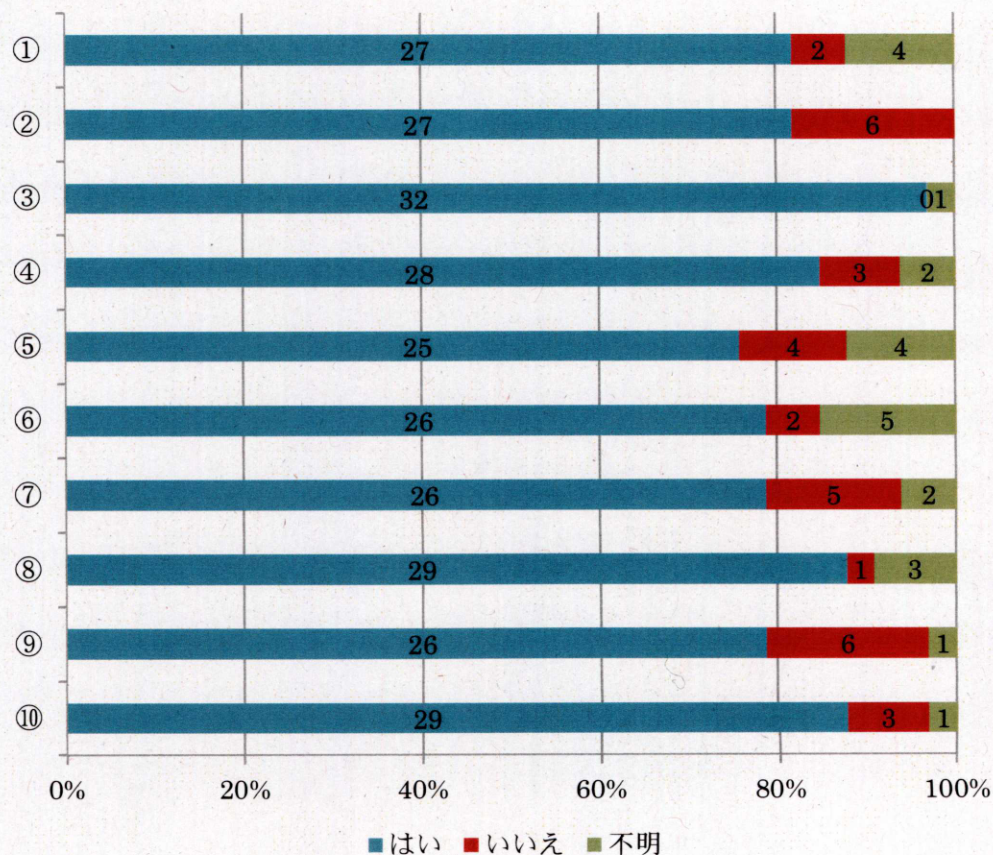
① 新規に雇入れや作業転換をした者に、教育を実施しているか。

② 施設の管理的な従業員に、教育を実施しているか。



エ. 腰痛対策について

- ①使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成しているか。
- ②同一姿勢を長時間つづけさせないような工夫をしているか。
- ③腰痛予防のための教育を実施しているか。
- ④無理な姿勢を軽減させるため、高さや傾きが調整できる作業台・椅子などを提供しているか。
- ⑤利用者の抱きかかえなどは、複数の介護者で対応しているか。
- ⑥適切な介護設備、スライディングシート、リフト等の福祉機器を導入しているか。
- ⑦介護者の年齢や体力に応じた職務配置をしているか。
- ⑧特定の介護者に作業が集中しないよう配慮しているか。
- ⑨利用に便利でくつろげる休憩設備を設けているか。
- ⑩必要に応じて腰部保護ベルト・腹帯などを使用させているか。



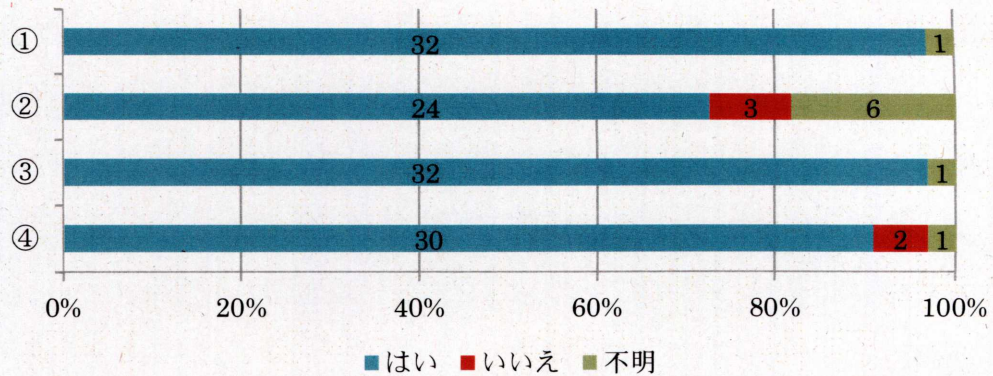
オ. 転倒、転落災害防止について

- ①床面、階段及び通路はつまづきや滑りの原因となる凸凹や水漏れ、ゴミのない状態になっているか。

②階段には滑り止め、手すりを設置しているか。

③床面、階段及び通路は、通行に十分な明るさが保たれているか。

④照明器具の清掃を定期的に行っているか。

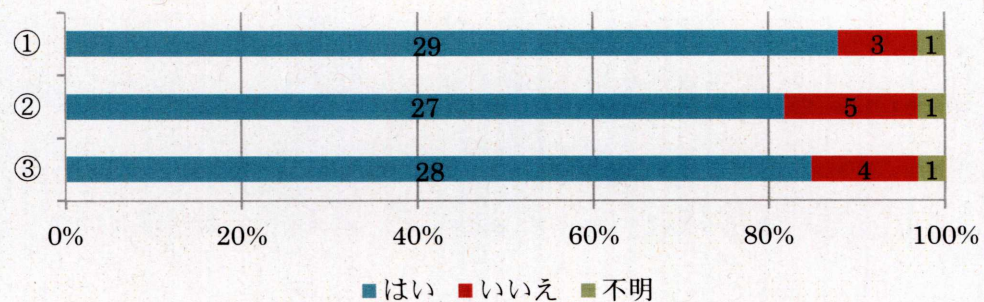


カ. 4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動・KY（危険予知）活動について

①現在「4S活動」を実施しているか。

②「4S活動」は進め方を決めて定期的に行っているか。

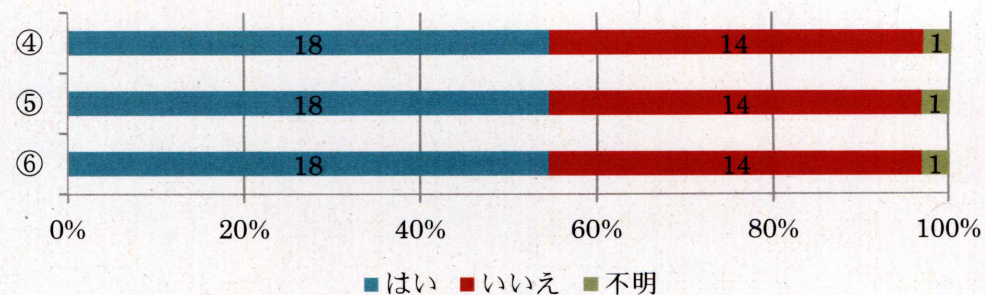
③「4S活動」には施設長のリーダーシップの元で行っているか。



④現在「KY活動」を実施しているか。

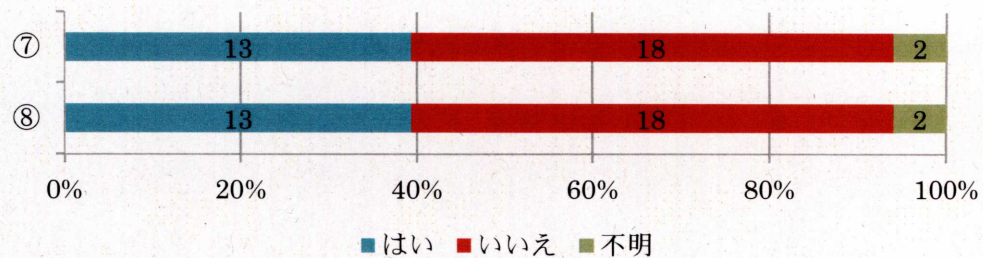
⑤「KY活動」は進め方を決めて定期的に行っているか。

⑥「KY活動」には施設長のリーダーシップの元で行っているか。



⑦現在「リスクアセスメント」を実施しているか。

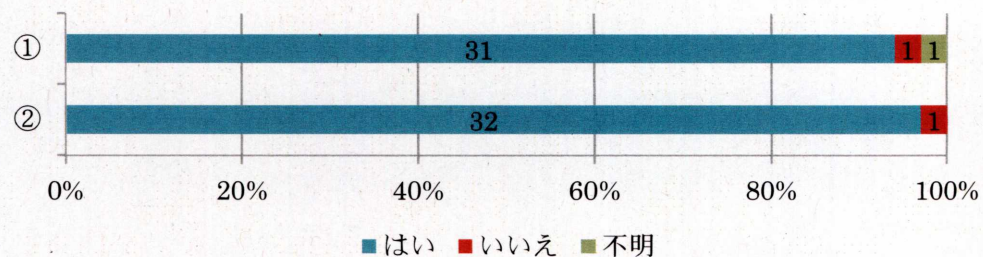
⑧「リスクアセスメント」の進め方を決めて定期的に行なっているか。



キ. その他の災害防止対策実施について

①職場の安全パトロール巡視を行っているか。

②朝礼やミーティング等で災害防止への注意喚起を行っているか。



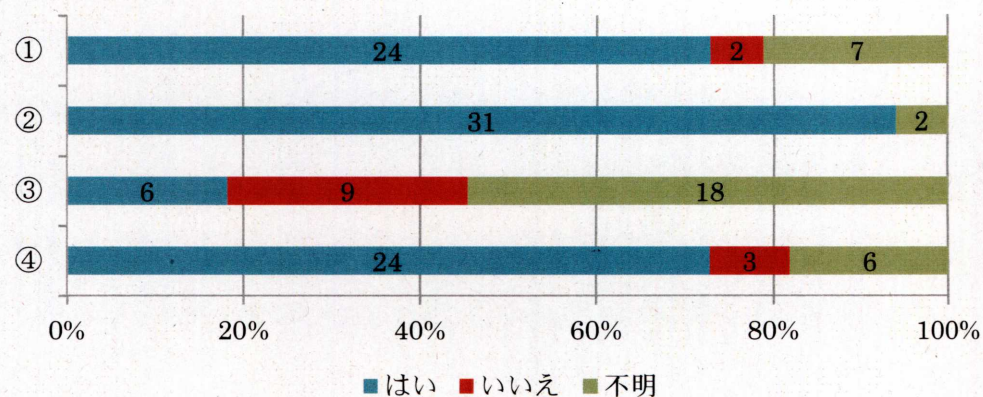
ク. 高年齢労働者への配慮事項について

①可能な限り段差を解消し、段差のある場所は注意喚起の表示をしているか。

②作業場及び通路に適切な照明を設けているか。

③見通しの悪い角には、カーブミラー等を設置しているか。

④作業者が自主的に作業のスペースや量をコントロールできるようにしているか。



安全衛生管理の把握表

事業の種類	☐ 保育所 ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 介護老人保健施設 ☐ 通所・短期入所介護事業 ☐ 訪問介護事業 ☐ 認知症老人グループホーム ☐ 有料老人ホーム ☐ 障害者福祉事業 ☐ その他（具体的に： ） 該当する業態にレを入れてください。
施設の名称	(TEL - -)
施設の所在地	横浜市 区
代表者職氏名	
労働者数	労働者数 男 名・女 名・計 名

1 労働災害の発生について

①労働災害が発生した場合は、原因を究明して対策を講じているか。 ☐はい ☐いいえ

②①で「いる」の場合、どのような対策を講じていますか（複数回答）。

設備の改善 ・ 作業方法の改善 ・ 教育の実施 ・ 作業手順書の改善 ・ 表示の改善
その他（ ）

2 安全衛生管理体制について

①衛生推進者、衛生管理者、産業医を選任しているか。

・衛生管理者又は衛生推進者を選任しているか。

・安全推進者又は安全担当者を選任しているか。

・産業医を選任しているか。

・衛生管理者及び産業医の選任報告を提出したか。

②衛生委員会等により労働者から安全衛生に関する意見を聴く場を設けているか。

③②の委員会、意見を聴く場を毎月1回以上定期的に開催しているか。

④1年に一回以上、定期的に健康診断を実施しているか。

⑤定期健康診断結果報告を提出しているか。

3 安全衛生教育について

①新規に雇入れや作業転換をした者に、教育を実施しているか。

②施設の管理的な従業員に、教育を実施しているか。

4 腰痛対策について

①使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成しているか。

☐はい ☐いいえ

別添

(裏面に続く)

- ②同一姿勢を長時間つづけさせないように工夫をしているか。
- ③腰痛予防のための教育を実施しているか。
- ④無理な姿勢を軽減させるため、高さや傾きが調整できる作業台・椅子などを提供しているか。
- ⑤利用者の抱きかかえなどは、複数の介護者で対応しているか。
- ⑥適切な介護設備、スライディングシート、リフト等の福祉機器を導入しているか。
- ⑦介護者の年齢や体力に応じた職務配置をしているか。
- ⑧特定の介護者に作業が集中しないよう配慮しているか。
- ⑨利用に便利でくつろげる休憩設備を設けているか。
- ⑩必要に応じて腰部保護ベルト・腹帯などを使用させているか。

- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ

5 転倒、転落災害防止について

- ①床面、階段及び通路はつまづきや滑りの原因となる凸凹や水漏れ、ゴミのない状態になっているか。
- ②階段には滑り止め、手すりを設置しているか。
- ③床面、階段及び通路は、通行に十分な明るさが保たれているか。
- ④照明器具の清掃を定期的に行っているか。

- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ

6 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動・KY（危険予知）活動等について

- ①現在「4S活動」を実施しているか。
- ②「4S活動」は進め方を決めて定期的に行っているか。
- ③「4S活動」には施設長のリーダーシップの元で行っているか。
- ④現在「KY活動」を実施しているか。
- ⑤「KY活動」は進め方を決めて定期的に行っているか。
- ⑥「KY活動」には施設長のリーダーシップの元で行っているか。
- ⑦現在「リスクアセスメント」を実施しているか。
- ⑧「リスクアセスメント」の進め方を決めて定期的に行なっているか。

- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ

7 その他の災害防止対策実施について

- ①職場の安全パトロール巡視を行っているか。
- ②朝礼やミーティング等で災害防止への注意喚起を行っているか。

- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ

8 高齢労働者への配慮事項について

- ①可能な限り段差を解消し、段差のある場所は注意喚起の表示をしているか。
- ②作業場及び通路に適切な照明を設けているか。
- ③見通しの悪い角には、カーブミラー等を設置しているか。
- ④作業者が自主的に作業のスペースや量をコントロールできるようにしているか。

- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ
- ☐はい ☐いいえ